

令和 7 年度

呉市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金の手引き

《目次》

1	補助対象機器	1
2	補助対象者・要件	1
3	補助内容	2
4	手続きの流れ	2
	記入例	3
	呉市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金要綱	5

1 補助対象機器

電話の呼び出し音が鳴る前及び着信時に、架電した者に対し、自動で『通話内容を録音する』旨の警告メッセージを流した後、通話内容を自動録音する機能が内蔵されている固定電話機又は固定電話に外部接続する通話録音機器

● 内蔵固定電話機



● 通話録音機器



2 補助対象者・要件

- 呉市内に住所があり、居住している方。
- 65歳以上のみの世帯の方。
- ※『65歳以上』とは、申請受付時点で65歳以上になる方を対象としています。
 - ・ 呉市内に在住の65歳以上の高齢者でひとり暮らしの方。
 - ・ 呉市内に在住の65歳以上の高齢者だけで暮らしている世帯の方。



- 市税を滞納していない方。（申請者を含む世帯全員の方）
- 呉市内に店舗がある事業者から対象の機器を購入する方。
- 令和7年4月1日から受付，購入（「領収日」）した日から1年以内であること
- 令和7年度の受付期間：令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）まで（ただし、予算額に達し次第終了となります。）

3 補助内容

○補助対象機器の購入費（税込）の2分の1を補助します。（上限10,000円）

○補助金額は、100円未満は切り捨て（100円単位）です。

《例》購入額が15,900円（税込）の場合

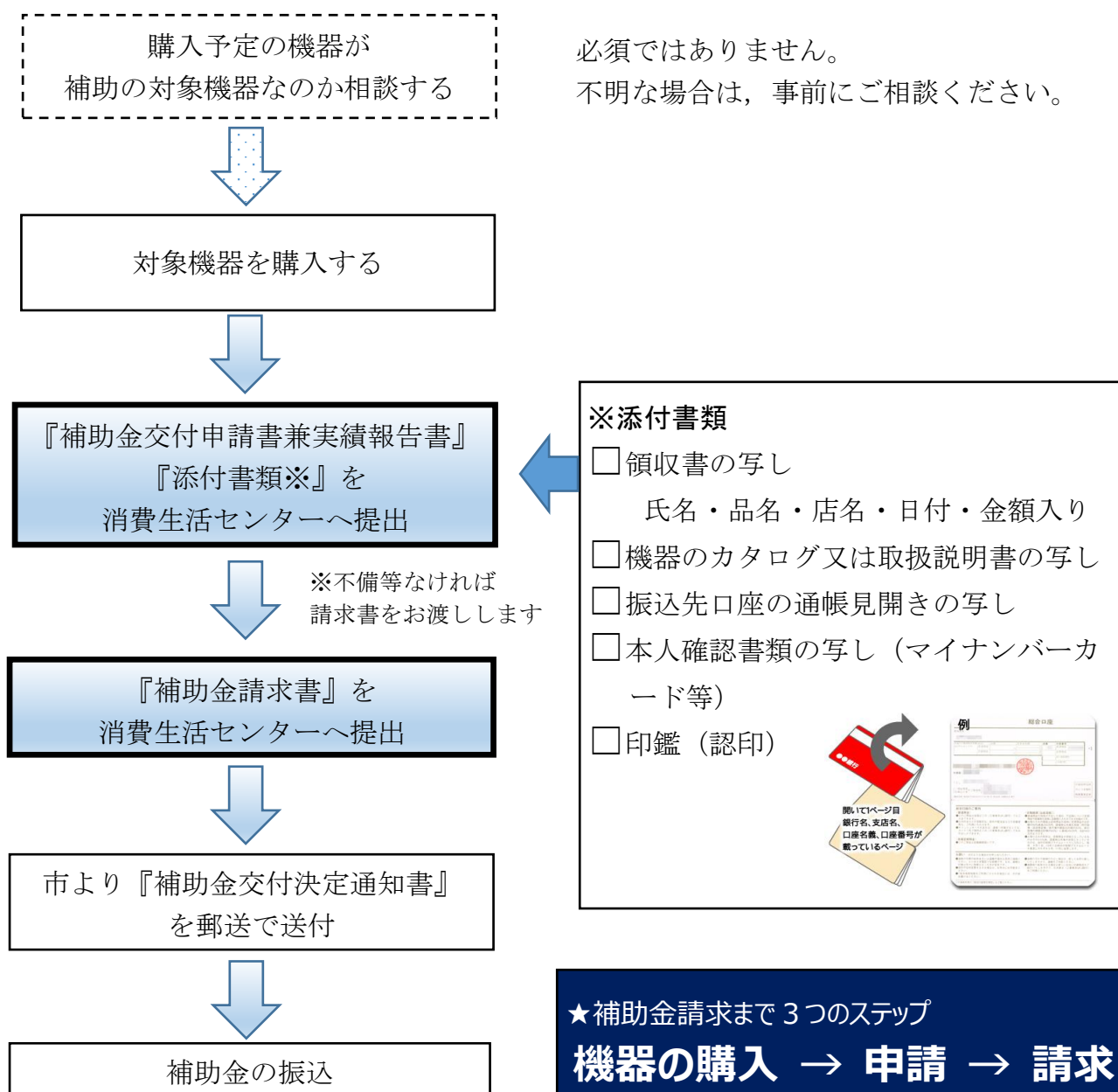
$15,900 \text{円} \div 2 = 7,950 \text{円} \Rightarrow$ 補助金は7,900円（100円未満切捨て）

注）先着順で受付し、予算額に達し次第終了となります。早めに申請をお願いします。

注）通信販売（インターネットなど）、ポイントの支払い、キャッシュバックは対象外です。

注）設置工事費、ナンバーディスプレイ契約、使用料はご自身の負担となります。

4 手続きの流れ



呉市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書

令和〇年〇月〇日

呉市長様

〒737-8501

申請者 住所 呉市中央4丁目1-6

ふりがな くれし たろう
氏 名 (自書) 呉市太郎

生年月日 昭和27年8月19日（満70歳）

連絡先 0823-25-3222

※電話機を取付
けた番号を記入

呉市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱の規定により、次の次項に同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

- 同意事項
1. 申請者の住民基本台帳を確認すること。
 2. 申請者を含む世帯全員の市税の納付状況を確認すること。
 3. 電話機等の設置確認のため、上記の電話番号に電話をかけること。

1～3に同意し
申請となります

購入機器	メーカー パナソニック	機種 (型番) VE-GD78DL
購入年月日	令和7年4月1日	購入金額 (税込) 16,700 円
交付申請額	※購入金額の 1/2 (100 円未満の端 数切り捨て 上限 10,000 円)	8,300 円
添付書類等	☐ 購入した電話機等の領収書の原本又は写し (申請者氏名・品名・事業者名・日付入り) ☐ 購入した電話機等のカタログ又は取扱説明書の写し ☐ 預金通帳の写し (通帳見開きの写し) ☐ 本人確認書類の写し (マイナンバーカードなど)、印鑑 (認印)	

購入額(税込)の2分
の1で、100円未
満切り捨て

代理人 ※窓口に来られた方が代理人の場合のみ記入してください。

住所	〒		
氏名		電話番号	
事務処理欄	機器動作確認	交付基準日 令和 年 月 日	

記入例

記入しないでください

令和 年 月 日

補助金請求書

呉市長 殿

請求者

申請者名と合わせて
てください

住 所 呉市中央4丁目1-6

認め印で押印
シャチハタは不可

記入しないでください

氏 名 呉市太郎

呉

印

令和〇年〇月〇日付け呉市民相第〇号で補助金の交付決定を受けた、呉市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額

8,300 円

2 補助金振込先

金融機関名	呉		銀行・信用金庫 農協・信用組合		支店名		中央				支店
預金種別	普通 当座	口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
フリガナ	くれし たろう										
口座名義人	呉市		太郎		申請者と同じ名義の 口座に限ります						

申請者と同じ名義の
口座に限ります

口座名義人は、申請者と同一人としてください。

呉市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における特殊詐欺及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害の未然防止を目的として、迷惑電話防止機能を有する電話機及び機器（以下「電話機等」という。）を購入する費用に対し、呉市補助金等交付規則（昭和63年4月1日規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪被害をいう。
- (2) 電話機等 電話機の呼び出し音が鳴る前及び着信時に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有する特殊詐欺を防止するための固定電話機、又は固定電話機に取り付ける機器で、市長が認めたもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記載されている者であること。
- (2) 申請を行う日において、満65歳以上の者のみで構成される世帯であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電話機等の購入に要する費用（設置費は除く）とする。ただし、市内の店舗事業者から電話機等の購入（通信販売は除く）を行った場合に限る。

2 補助の対象となる電話機等は、1世帯につき1台に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む）の2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、呉市迷惑電話防止機能付電話機購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次の必要書類を添えて、電話機等を購入した日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 電話機等の購入時の領収書（申請者の氏名、品名、事業者名、日付の記載があるもの）の原本又は写し
- (2) 購入した電話機等のカタログ又は取扱説明書の写し
- (3) 振込先口座の通帳の写し（通帳の見開きの写し）
- (4) 本人確認書類の写し（マイナンバーカードなど）

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査し、当該申請者に対し、補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、その結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、次のとおり条件又は指示を付ける

ものとする。

- (1) 規則を遵守すること。
- (2) 補助金交付の対象となった電話機等を他人に転売、譲渡、又は目的に反して使用しないこと。
- (3) 市長が行う調査（アンケート等）又は資料の提出の求めに対し、誠意を持って応じること。

（補助金の交付請求）

第8条 交付決定者は、前条に規定する通知書を受けた後、速やかに補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 第7条の規定による交付決定の日において、第3条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付が不適當であると認める事情があるとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条に規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

（使用状況の調査）

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた電話機等の使用状況等について調査することができる。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条ただし書のその財産が耐用年数を経過し、又は市長の承認を得た場合の期間は5年とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月16日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

●申請様式のダウンロードはこちら

呉市ホームページ <https://www.city.kure.lg.jp/>

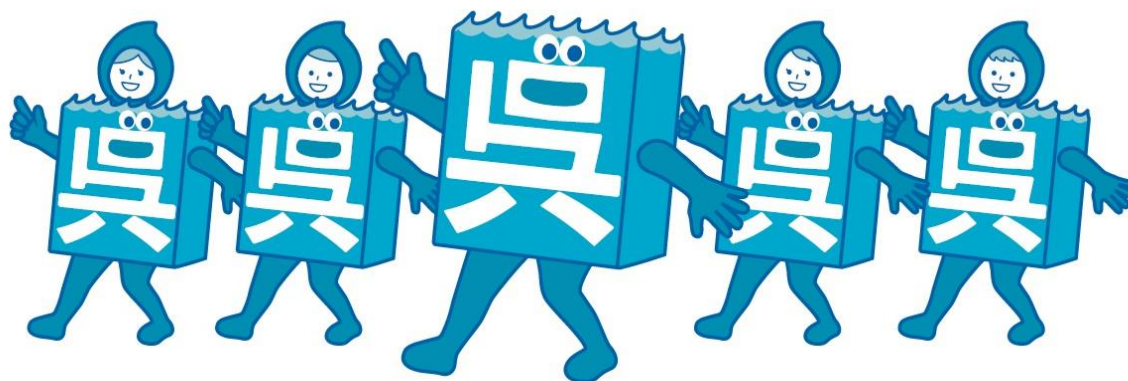


●購入する機器に迷ったら・・・

全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品を参考にしてください。
ただし、対象外の機器もありますのでご注意ください。

【公益財団法人全国防犯協会連合会ホームページ】

<https://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>



問い合わせ

呉市消費生活センター 呉市中央4丁目1-6（呉市役所1階）

電話：0823-25-3218（市民相談室内）

FAX：0823-26-6267

e-mail：soudan@city.kure.lg.jp

第1号様式（第6条関係）

吳市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日			
呉 市 長 様			
〒			
申請者 住 所		呉市	
ふりがな 氏 名		(自書)	
生年月日		年 月 日 (満 歳)	
連 絡 先		※電話機を取付 けた番号を記入	
呉市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱の規定により、次の次項に同意 のうえ、関係書類を添えて申請します。			
同意事項 1. 申請者の住民基本台帳を確認すること。 2. 申請者を含む世帯全員の市税の納付状況を確認すること。 3. 電話機等の設置確認のため、上記の電話番号に電話をかけること。			
購入機器	メーカー	機 種 (型番)	
購入年月日	令和 年 月 日	購入金額 (税込)	円
交付申請額	※購入金額の 1/2 (100 円未満の 端数切り捨て 上限 10,000 円)		円
添付書類等	☐ 購入した電話機等の領収書の原本又は写し (申請者氏名・品名・事業者名・日付入り) ☐ 購入した電話機等のカタログ又は取扱説明書の写し ☐ 預金通帳の写し (通帳見開きの写し) ☐ 本人確認書類の写し (マイナンバーカードなど)、印鑑 (認印)		
代理人 ※窓口に来られた方が代理人の場合のみ記入してください。			
住 所	〒		
氏 名		電話番号	
事務処理欄	機器動作確認	交付基準日 令和 年 月 日	

令和 年 月 日

補助金請求書

呉市長 殿

請求者
住 所

氏 名 (印)

令和 年 月 日付け呉市民相第 号で補助金の交付決定を受けた，呉市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金について，次のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合				支店名	支店			
預金種別	普 通 当 座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

口座名義人は，申請者と同一人としてください。